○厚生労働省令第二号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十三条第七項、第四十九条第一項第一号の二、第五十一条第一項、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十九条第一項、第八十四条及び附則第四条第三項並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第十四条の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　小泉進次郎

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第四章　（略）	第一章～第四章　（略）
第五章　雑則（第三十六条の十六―第四十六条）	第五章　雑則（第三十七条―第四十六条）
附則	附則
（対象障害者の雇用に関する状況の報告）	（対象障害者の雇用に関する状況の報告）
第八条　法第四十三条第七項に規定する事業主は、毎年、六月一日現在における対象障害者（法第三十七条第二項に規定する対象障害者をいう。以下同じ。）の雇用に関する状況を、翌月十五日までに、厚生労働大臣の定める様式により、その主たる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。以下「管轄公共職業安定所」という。）の長に報告しなければならない。	**第八条**　法第四十三条第七項に規定する事業主は、毎年、六月一日現在における対象障害者（法第三十七条第二項に規定する対象障害者をいう。以下同じ。）の雇用に関する状況を、翌月十五日までに、厚生労働大臣の定める様式により、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。以下「管轄公共職業安定所」という。）の長に報告しなければならない。
第十六条　調整金の支給は、各年度の十月一日から十二月三十一日までの間（当該年度の中途に事業を廃止した事業主にあつては、支給の申請を受理した日から三月以内）に行うものとする。	**第十六条**　調整金の支給は、各年度の十月一日から同月三十一日までの間（当該年度の中途に事業を廃止した事業主にあつては、支給の申請を受理した日から三月以内）に行うものとする。
2　（略）	2　（略）
（特例給付金）	（新設）
第十六条の二　法第四十九条第一項第一号の二の特例給付金（第三項において「特例給付金」という。）は、対象障害者である特定短時間労働者（同号に規定する特定短時間労働者をいう。）を雇用する事業主に支給するものとする。	
2　法第四十九条第一項第一号の二の厚生労働省令で定める時間は、十時間以上二十時間未満とする。	
3　特例給付金の額その他必要な事項については、厚生労働大臣の定めるところによる。	
第五章　雑則	第五章　雑則
（法第七十七条第一項の申請）	（新設）
第三十六条の十六　法第七十七条第一項の認定を受けようとする事業主は、厚生労働大臣の定める様式による申請書に、当該事業主が同項の基準に適合するものであることを明らかにする書類を添えて、都道府県労働局長に提出しなければならない。	